

令和7年度 佐倉市交通安全対策協議会 概要

- 日時 令和8年1月19日（月）15時00分から16時30分まで
- 会場 佐倉市役所 議会棟1階 全員協議会室
- 出席委員 西田会長、石井委員（副会長）、圓城寺委員（副会長）、
有村委員、三浦委員、笠石委員、浅川委員、奥津委員、古藤委員、
大出委員（代理）、神崎委員、山田委員 以上12名
- 事務局職員 櫻井（高）土木部長、櫻井（慎）道路維持課長、松永副主幹、丸山副主幹、
石井主査補、松田主査補
- 傍聴人 なし
- 議題
議案第1号 令和6年度佐倉市交通安全対策実施状況について
- 講話
・令和7年交通事故発生状況と交通事故予防について（佐倉警察署交通課長 古藤委員）
- 配布資料
・令和7年度佐倉市交通安全対策協議会次第
・令和7年度佐倉市交通対策協議会資料 **資料1**
・令和6年度佐倉市交通安全対策実施状況 **資料2**
・令和6年中における佐倉市内死亡事故発生状況 **資料3**
・令和6年交通白書
・第11次佐倉市交通安全計画
・佐倉市交通安全対策協議会名簿
・席次表

【議事録】	<p><u>1. 開会</u> (15:00)</p> <p>事務局 次第の「1. 開会」 定刻となりましたので、「令和7年度佐倉市交通安全対策協議会」を開催いたします。</p> <p><u>2. 会長挨拶</u></p> <p>事務局 次第の「2. 会長挨拶」です。 当協議会の会長でございます佐倉市長の西田 三十五よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>会長 <u>会長挨拶</u></p> <p><u>3. 委員紹介</u></p> <p>事務局 次第の「3. 委員紹介」です。 ご紹介しますので、自席でご起立くださいますようお願いいたします。</p> <p>本協議会副会長の 佐倉交通安全協会 佐倉市支部長連絡協議会 会長 いしい かずたか 石井 一隆 様</p> <p>同じく副会長の 佐倉市教育長 えんじょうじ かずお 圓城寺 一雄 様</p> <p>佐倉地区 安全運転管理者協議会 会長 ありむら だい 有村 大 様</p>
-------	---

事務局	<p>佐倉市交通安全母の会 会長 みうら きょうこ 三浦 京子 様</p> <p>佐倉市 P T A連絡協議会代表 下志津小学校 P T A会長 かさいし まさと 笠石 真人 様</p> <p>佐倉市自治会・町内会等連合協議会 代表 あさかわ たけひこ 浅川 武彦 様</p> <p>佐倉市民生委員・児童委員協議会 代表 おくつ ようこ 奥津 洋子 様</p> <p>佐倉警察署 交通課長 こう ひろたか 古藤 洋崇 様</p> <p>千葉県 印旛土木事務所長 おおいで まさひろ 大出 正弘 様</p> <p>なお、本日は代理として調整課長、伊藤 壮祐 様 にご出席いただいております。</p> <p>佐倉市内高等学校校長 代表 佐倉高等学校校長 かんざき かつひろ 神崎 勝弘 様</p> <p>佐倉市小中学校校長会 代表 井野中学校校長 やまだ まさし 山田 真史 様</p> <p>そして、本日欠席ではございますが、</p> <p>佐倉市高齢者クラブ連合会 会長 なみき しんや 並木 信也 様</p> <p>佐倉市八街市酒々井町消防組合 消防長 ひらやま まさみ 平山 雅己 様</p> <p>最後に、事務局を紹介させていただきます。</p>
-----	--

	<u>事務局紹介</u>
事務局	<u>会議の公開について</u> <p>ここでお知らせいたします。佐倉市では、原則、会議はすべて公開としておりまして、本会議も「佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱」に従い、公開となっておりますのでご了承をお願いします。</p> <p>○傍聴人確認（傍聴人なし）</p>
	<u>4. 議事</u>
事務局	<p>次第の「4. 議事」です。</p> <p>佐倉市交通安全対策協議会規則（以後「規則」）第4条第1項の規定により、当協議会の会長であります市長に議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の出席者は12名、委任状の提出者は2名となっており、委員の過半数に達しておりますので、協議会規則第4条第2項の規定により、会議は成立いたします。</p>
会長	本日の会議に提案されております議案は、1件でございます。
会長	<p>議案第1号 令和6年度佐倉市交通安全対策実施状況について</p> <p>議案第1号 令和6年度佐倉市交通安全対策実施状況について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号 令和6年度佐倉市交通安全対策実施状況について説明いたします。</p> <p>交通安全対策基本法に基づき、国、県、市町村では交通安全施策の基本的</p>

	<p>な方針を定める交通安全計画を策定することが義務付けられております。</p> <p>佐倉市においても、令和3年度に策定いたしました令和3年度から令和7年度までの5カ年までを期間とする第1回次交通安全計画を展開しております、年間を通して様々な交通安全施策を行っているところでございます。</p> <p>本日は令和6年度に実施いたしました事業の説明をさせていただき、ご意見・ご提言を頂きまして、より効果的な事業の推進をはかってまいりたいと思っております。</p> <p>それでは、資料に基づきご説明いたします。</p>
事務局	<p>【主な説明内容】</p> <p>1. 交通安全に関する教育・啓発・対策</p> <p>① 幼児、児童、生徒に対する交通安全教育</p> <ul style="list-style-type: none"> • 幼稚園・小学校・中学校を対象に、交通安全教育を実施 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 実施期間：令和6年4月11日～6月18日 ◦ 対象校：小学校23校、中学校11校 • 道路維持課、教育委員会、警察、交通安全関係団体等が連携し、横断歩道の渡り方、信号待ちなど基本的な交通ルールの指導を実施 • 交通標識等をイラストで示した「交通標識定規（プラスチック製）」約1,200個を小学校新入生に配布 <p>② アクション10（毎月10日「交通安全の日」）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 毎月10日を「交通安全の日」として設定し、街頭啓発活動を実施 • 主要交差点、量販店駐車場などにおいて、 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 飲酒運転防止 ◦ シートベルト着用促進 <p>などをテーマに、チラシや啓発物資（ポケットティッシュ等）を配布</p>

③ 交通安全運動の推進

- 春・夏・秋・冬の年4回、各10日間の交通安全運動期間中にも重点的に啓発活動を実施

④ 交通死亡事故発生箇所への対応（資料3）

(1) 1件目（令和6年2月発生）

- 新町通りにおいて死亡事故が発生
- 警察との合同現地診断を踏まえ、
 - 路面標示の改良
 - 視認性向上対策

を実施

(2) 2件目（令和6年5月20日発生）

- 市内県道22号（八街市と近接する地点）にて発生
- 30代男性が右カーブで対向車線へ逸脱し、大型貨物車と衝突
- 警察との合同現地診断を踏まえ、道路管理者である千葉県と連携し、
 - 「カーブ注意」等の路面標示を新設

⑤ 交通渋滞の対策

- 井野・酒々井線の西端の交差点、稻荷台の大手歩道橋の2か所で交通量調査を実施

2. 道路施設の新設（資料2）

① 路面標示等の新設・補修

- 新設：8か所（延長 約1,348m）
- 市道の主要幹線について約32kmの補修を実施

②～④ 道路反射鏡、車止め、視線誘導標の設置

- 商業施設周辺や事故多発箇所に設置

- 歩行者保護と車両速度抑制を目的とした対策として実施

3. 新規交通規制等（資料 2）

- 信号機改良 2か所（LED化）
- 時間帯通行規制（勝田台第4号踏切周辺）

4. 交通規制に関する要望対応

令和6年度に市に提出された要望の件数を報告。信号機新設（2件）・改良（1件）、横断歩道新設（3件）、一時停止規制など

- 交通規制は市ではなく千葉県公安委員会が所管している。

5. 駅前自転車駐車場の管理

- 市内12カ所の市営駐輪場を管理
- 契約台数：約4,000台（令和7年3月末）

6. 放置自転車等の対応

- 駅前は年36回、それ以外は定期的に巡回を実施

7. 交通事故相談

- 千葉県主催の交通事故相談を、市町村にて出張実施
- 4月を除き、月1回実施
- 令和6年度利用件数：17件

会長	<p>質疑応答</p> <p>○事務局より説明のありました議案第1号 令和6年度佐倉市交通安全対策実施状況について、何か質問はございますか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>特にないようですので、委員の皆様から一言、ご意見をいただけますでしょうか。</p> <p>○令和8年9月からの生活道路における速度規制について</p> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生活道路については、個別にゾーン30を設定するだけでなく、全国的な流れとして原則30km規制を徹底すべき。 • 標識がない箇所や中央線の有無により市民の認識に差があり、制度の趣旨が十分に伝わっていない。 • 今後は千葉県警、交通課、事務局と連携し、周知・理解の徹底を図りたい。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 規制内容については警察と連携し、幅広く周知できるように努めたい。 <p>○信号機の設置・改良、横断歩道の設置について</p> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 信号機は設置費用が高額であり、歩行者の待機場所確保など条件が厳しい。 • 危険箇所への設置希望は多いが、調査や公安委員会の判断が必要で、簡単には進まない。 • 危険と感じる場所については引き続き情報提供をお願いしたい。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 信号の新設や改良、横断歩道などの新設には交通量調査等の客観的データが必
----	--

	<p>要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も市民の皆さまからいただいたご要望は警察に伝えていく。
	<p>○区画線・道路補修の対応範囲について</p> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道、センターラインなど、消えている箇所が多く、市民からの要望も多い。 市が対応できる部分と警察・県が管轄する部分が混在しており、分かりにくい。 危険箇所が多いため、すべてに一度に対応するのは困難であり、優先順位付けが必要。
	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制に関連しない白線等については市で補修を実施している。 規制に関わる部分は警察・公安委員会の管轄となり、調整が必要。
	<p>○自転車ヘルメット着用促進について</p> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金制度は今後もLINEや広報、学校を通じた周知を強化したい。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生のヘルメット着用率は約15～20%と低い水準。 着用は努力義務であり、保護者の費用負担も課題。 県の方針変更により、高校生のバイク免許取得が可能となり、事故増加を懸念している。 学校だけでは制限が難しく、家庭・行政との連携が不可欠。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助制度について、関係機関と連携して周知を進めしていく。

	<p>○委員の皆さまからのご意見を通じて (会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 交通安全は警察だけでなく、市・学校・地域が一体となって取り組むべき課題。 • 予算や制度上の制約はあるが、危険箇所を優先し、可能な限り改善を進めたい。 • 今後も警察、印旛土木事務所、教育機関と連携し、市民、特に子どもや高齢者の命を守る交通施策を推進する。
会長	<p>委員の皆様より、活発なご発言をいただきありがとうございました。 これにて議案については終了とし、これをもちまして議長としての責務を解かせていただきます。 委員の皆様のご協力に感謝を申し上げ、進行を事務局へお返しします。</p>
事務局	<p><u>5. 講話</u> 続きまして、次第の「5. 講話」です。 佐倉警察署交通課長の古藤 様より、お話をいただきたいと思います。</p>
交通課長	<p>1. 講話概要 令和7年中の交通事故発生状況を踏まえ、高齢者が関与する交通事故の傾向と課題、安全対策の必要性について説明。</p> <p>2. 交通事故の発生状況 千葉県内の交通事故は、依然として高い水準で推移しており、特に高齢者が関与する事故が多い。 市内および周辺地域（佐倉市・八街市・酒々井町）においても、信号機のある交差点</p>

や横断歩道で、高齢歩行者が被害に遭う重大事故が発生している。

3. 主な事故例と特徴

具体例として、

- 横断歩道を横断中の90歳代女性が亡くなった事故
- 高齢運転者の車両と衝突し、高齢女性が重傷を負った事故

などを紹介。

事故はいずれも65歳以上の高齢者が被害者または加害者となっており、通勤・通学時間帯や夕方の時間帯に集中する傾向がある。

4. 高齢者事故防止に向けた対策

高齢者事故を減少させるため、

- 横断歩道手前のダイヤマーク
- 横断歩道での停止を促すゼブラストップ

の周知・啓発をより一層強化する必要がある。

併せて、運転に不安を感じる高齢者に向けた運転免許の自主返納を促す施策や、返納後の移動手段としてコミュニティバスの無料・割引制度等も重要な役割を担っている。

5. 交通ルール遵守と指導の状況

一時不停止や信号無視など、重大事故に直結する違反行為については、警告後も改善が見られない場合、切符による取り締まりを行っている。

また、歩行者についても「自然に車が止まるもの」と考えず、自ら安全確認を行う意識を持つことが重要である。

6. 外国免許に関する留意点

	<p>国際運転免許証の有効期間や運用に対する誤解や悪用の事例があることから、外国人運転者に対する周知と適切な取り締まりの必要性が示された。</p>
	<p>7. まとめ</p> <p>高齢者が関係する交通事故の深刻化を共有するとともに、運転者・歩行者双方の意識向上、制度の正しい理解、関係機関の連携強化が交通事故防止に必要となる。</p> <p>今後も、警察・行政・地域が一体となり、交通安全対策を継続して推進していくことが重要である。</p>
事務局	<p>古藤 様、講話をありがとうございました。</p>
事務局	<p><u>6. その他</u></p> <p>では、次第の「6. その他」です。</p> <p>皆様から他に何かご意見などあればお願ひいたします。</p> <p>(挙手なし)</p>
事務局	<p><u>7. 閉会</u></p> <p>それでは、以上をもちまして令和7年度交通安全対策協議会を閉会いたします。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p>